

**令和８年度ベトナムにおける青森県レセプション運営等業務
企画提案公募実施要領**

１ 趣旨

青森県産農林水産物・食品の需要又は輸出の拡大を図るため、経済成長著しいベトナムにおいて本県農林水産品の魅力発信・認知度向上を企図したレセプションを開催することとし、それに係る運営等業務及びこれに附帯して行う業務を委託にて執り行うものであり、これらに係る業務について企画提案を公募するものである。

２ 委託業務名

令和８年度ベトナムにおける青森県レセプション運営等業務

３ 業務内容

「令和８年度ベトナムにおける青森県レセプション運営等業務仕様書（案）」（以下「仕様書」という。）のとおり。

なお、最終的な業務内容は、本企画提案の最優秀提案者との協議により決定する。

４ 委託金額上限額

６，０００，０００円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

５ 業務委託期間

契約締結日から令和９年３月１５日（月）まで

６ 受注者決定までのスケジュール（予定）

- （１）募集の開始 ： 令和８年１０月 ７日（水）
- （２）質問書の提出 ： 令和８年１０月１６日（金）１７時
- （３）質問書への回答 ： 令和８年１０月２１日（水）まで
- （４）参加表明書の提出 ： 令和８年１０月２３日（金）１７時
- （５）企画提案書の提出 ： 令和８年１０月２８日（水）１７時
- （６）審査結果の通知 ： 令和８年１１月 ２日（月）
- （７）契約締結 ： 令和８年１１月中旬

７ 応募資格要件

企画提案を提出する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- （１）ベトナム国及び日本国内に本店、支店または営業所等といった拠点を有すること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (3) 青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号）第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (4) 業務提案書の提出期限の日から契約締結までの間に、青森県知事の指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定後、知事の確認を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）でないこと。
- (7) 次に掲げる者に該当しないこと。
- ①暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団をいう。）
 - ②役員等（法人にあっては役員であって経営に事実上参加している者、法人でない団体にあっては代表者、理事その他法人における経営に事実上参加している役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）をいう。以下同じ。）が自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団の威力を利用したと認められる者。
 - ③役員等が暴力団の威力を利用する目的で、若しくは暴力団の威力を利用したことに関し金品その他財産上の利益の供与（以下この号において「金品等の供与」という。）をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められる者。
 - ④役員等が正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められる者。
 - ⑤役員等が暴力団と交際していると認められる者。
- (8) 法人税、消費税及び地方消費税並びに法人事業税を滞納していない者であること。

8 質問の受付

本事業に関し質問がある場合は、次に定めるところにより受け付ける。

(1) 提出様式

様式1のとおり

(2) 受付期限

令和8年10月16日（金）17時（必着）

(3) 提出先及び提出方法

「14 問合せ・書類提出先」へ、電子メール又は郵送により提出すること。標題は「令和8年度ベトナムにおける青森県レセプション運営等業務企画提案公募【質問】」とし、電話等による到着確認を行うこと。

(4) 質問への回答方法

質問書を提出した者にメールで令和8年10月21日（水）までに回答する。また、県庁ウェブサイト本企画提案公募ページにも当該内容を掲載する。

9 参加表明書の提出

本事業に参加する意思がある者は、下記（1）のとおり参加表明書を作成し、提出すること。

(1) 提出様式

様式2のとおり

(3) 提出期限

令和8年10月23日（金）17時（必着）

(4) 提出先及び提出方法

「14 問合せ・書類提出先」へ、電子メール又は郵送により提出すること。標題は「令和8年度ベトナムにおける青森県レセプション運営等業務企画提案公募【参加表明】」とし、電話等による到着確認を行うこと。

10 企画提案書等の提出

次のとおり企画提案書を作成し、提出するものとする。ただし、A4サイズ（A3サイズのページはA4サイズに折り込むこと）、片面・カラー印刷を基本とし、本委託業務名、企画提案者名、担当者を明記した表紙を付けること。なお、期限を過ぎての提出及び内容変更は認めない。

(1) 提出書類

①企画提案書

②経費見積書（一式とせず、区分等を設けて経費の内訳等がある程度把握できるように記載すること）

③提案者の概要が分かる資料（会社案内等）

④類似の業務実績がある場合はその業務実績を証明するもの（契約書の写し等）

⑤法人等の概要、組織図、役員名簿

⑥定款又はこれに代わるもの（規約その他団体の目的、組織及び運営の方法を定めた書類等）の写し

⑦直近の事業報告書及び収支決算（見込）書

(2) 企画提案書の内容

①業務全体の事業計画

「仕様書」に基づいて必要な事項を記載するほか、期待できる効果について記載すること。

②業務実施体制

③業務実施スケジュール

④その他企画提案を説明するのに必要な書類

(3) 提出部数

6部（正本1部、副本5部）

(4) 提出期限

令和8年10月28日（水）17時（必着）

(5) 提出先及び提出方法

「14 問合せ・書類提出先」へ、持参又は郵送により提出すること。

(6) 留意事項

①企画は1者1案とする。

②提出された企画提案書は返却しない。

③採用された企画案を原案とするが、協議の上、一部を変更することができるものとする。

④企画提案書の作成及び提出等に要した経費は、すべて提案者の負担とする。

1.1 審査方法及び結果通知

- ・審査は提出期限後、「1.2 審査基準」により、書面で行う。なお、企画提案書の内容について、適宜、補足説明を求める場合がある。
- ・3名の審査員を選定し、審査票を用いて、審査員の評価点の合計が最も高い企画提案者を最優秀提案者として選定する。なお、評価点の合計が最も高い者が複数となった場合は、審査員の協議によって最優秀提案者を選定する。
- ・参加者が1者の場合でも審査を実施するが、審査員1人あたりの平均点が6割未満の場合は最優秀提案者を選定しないことがある。
- ・企画提案書の審査結果については、書面審査終了後、速やかに文書で通知する。なお、審査に関する質問等は受け付けない。

1.2 審査基準

審査基準は以下のとおりとする。

審査項目	審査の視点
1 企画提案にあたっての考え方の妥当性	本業務にあたっての基本的な考え方、特徴等が明記されているか。

2 具体的な企画内容・方法の妥当性	料理の企画内容（県産食材・食品の選定、メニュー・レシピ開発等）が、県産農林水産品の魅力発信・認知度向上に資する内容となっているか。
	レセプションで必要となる県産食材・食品を適切に調達・管理する体制が整っているか。
	レセプション招待者リストの作成にあたって、ベトナムにおける県産農林水産品の販路開拓に資するベトナム現地企業（商社、小売、飲食店等）の提案が可能か。
	県産農林水産品の魅力発信・認知度向上につながるPRリーフレット及び紹介スライド（動画）が作成可能か。
	レセプション来場者への土産品は、本県の魅力発信に資する内容となっているか。
	レセプション内アトラクション企画は、本県の魅力発信に資する内容となっているか。
	司会、通訳、問い合わせ・商談希望等への対応及び会場設営など、レセプション当日の運営に必要な人員の手配が可能か。
3 事業実施スケジュールの妥当性	業務の円滑な執行が期待でき、実施可能な作業スケジュールか。
4 実施運営体制の妥当性	委託業務内容に対応できる実施体制となっているか。
5 経費積算書の妥当性	経費見積が適正で、提案内容に対して極端に不自然な点はないか。
6 類似業務の実績の有無	類似の業務実績を有しているか。

1 3 契約

委託候補者として選定された者と事業の細目について協議の上、改めて見積書の提出を受けて委託契約を締結する。

1 4 問合せ・書類提出先

青森県 観光交流推進部 県産品販売・輸出促進課 経済交流グループ

住所：〒030-8570 青森市長島1-1-1（県庁西棟4階）

電話：017-734-9730（直通） メール：kensanhin@pref.aomori.lg.jp